

## 近世における塵芥処理

林 玲子

### はじめに

人間社会においては、原始生活の貝塚にさえみられるごとく、常に塵芥の発生・処理という問題が起っていた。しかし、その内容は、社会のあり方によってさまざまに異なっており、とくに分業が進み、塵芥を直接自然に返すことが難しい都市生活者が増すにつれて、独得の処理方法が必要となってくる。

近世の日本においては、兵農分離政策によって都市が意図的に各地に形成され、將軍の城下町である江戸は、18世紀には推定100万をこえる人口を擁する大都市となっていた。この江戸を頂点とする都市においては、塵芥処理は庶民にとっても為政者にとっても、看過しえない問題となることがしばしばあり、とくに江戸においては塵芥処理に関する史料を数多くみることができる。本稿においては、近世の都市における塵芥処理の概要をのべるとともに、その問題点について考えてみたい。

### I 嘘芥の種類

塵芥と一口にいっても、その種類はさまざまである。触・書上類などから考えられる塵芥の種類には、次のようなものがあった。まず、各家庭から生ずる、主として厨芥類を含む塵芥がある。農村部においては、肥料として土に還元しうるものであり、個別処理に任されるものであるが、都市においては不可能な場合が多い。次に、道路・下水などにみられる塵芥があり、地域の性格により内容は異なっているが、その清掃・除去は多く近辺の住民や利用者の義務とされていた。第三に、堀・川・港湾などにみら

れる塵芥がある。そのなかには、住民による投棄物、船からの荷物の揚げおろしに伴うものが含まれており、水辺の枯草・藻や土砂とともに船の運航をさまたげるもととなった。投棄物のなかには、日常生活から生ずる塵芥だけでなく、盆の聖靈の道具や供物類といったように、祭礼儀式の一環として、一時的に大量に投棄されるものもあった。第四には、災害による廃棄物があげられる。とくに、火災は消防施設が未発達な当時の都市に頻発したものであり、焼跡に生じた大量の廃棄物も、塵芥として処理されねばならなかった。

### II 嘘芥処理の必要性

これらの塵芥は都市生活の円滑な営みを妨げるものとして処理の対象とされたのであるが、塵芥の種類や生じた場所により、処理の必要性の内容が異なってくる。住居周辺・道路・下水などにみられる塵芥は、都市環境の清潔さを保ち、道路の通行を支障なく行なうために処理される必要があったが、単に都市居住者の便宜のためばかりでなく、城下町である場合は領主階級の勢威を示すためにも、町々の清潔保持が強要された。とくに朝鮮からの使者の来朝や、將軍をはじめとする幕府要人の通行に際しては、道路の清掃が町々に命ぜられている。

溝・堀・川・港湾などの水路では、環境の清潔さを保つだけでなく、家事・産業に必要な水の確保、船の運航のためにも塵芥処理を必要とした。18世紀中葉から京都西陣の技術を導入し、関東においてはじめて高機を使用して高級織物生産を行なうようになった上州桐生では、町中を流れる川水が塵芥によって汚れるため、家事用水および染色・糸絹のすすぎに使用すること

が困難となった旨が後述の願書にのべられている。また、近世においては水運が交通・輸送上をわめて重要な役割を果していたため、塵芥・土砂によって水底が浅くなり、船の運航に差障りが生じることは、人々の生活にとって大きな障害とみなされていた。さらに、道路の場合と同じく、領主階級の勢威を示すために、堀や水路の清掃・浚を行なうことがある。江戸城周辺の堀では請負人による常浚がなされ、大坂では朝鮮使節の帰国にさいして、通船川筋の浚がとくに行なわれており、住民の便宜というよりは、領主層の勢威誇示のための塵芥処理であったといえよう。

### III 嘘芥処理の方法

以上のような塵芥処理の必要性から、都市住民は好むと好まざるにかかわらず、これに關係を持たざるをえず、しかも都市生活では塵芥の自家処理はきわめて限られた範囲でしか行なえないため、領主による規制下の塵芥処理がなされるようになる。この塵芥処理方法に関しては、江戸についての史料がもっとも多いように思われる所以で、以下にまず江戸における塵芥処理方法の変遷をのべ、補足的に大坂・桐生の例をあげることとした。

#### ① 江戸の塵芥処理

近世前期においては、江戸町触の集成（正保5年・1648～宝暦5年・1755）である『正宝事録』でみる限り、まず下水・道路などのごみさらえ・清掃に関する触が江戸の町々に出されている。慶安元年（1648）2月には、「下水井表之みぞ滞なき様ニ所々ニてこみをさらへ上ケ可申候、下水えこみあくた少も入申間敷候、若こみあくた入候ハ、可為曲事」<sup>1)</sup> という触が、また同年3月には、「度々被仰付候表鋪之下水、当月廿五日を切、水滯なく浚可申候、但壱町之下角下水ニくい打、ちりためいたし、壱ヶ月に十日廿日晦日三度宛、片側之町中之者人足を出し、角のちりためさらへ可申候、角屋之者も右之日限町

中え人を廻しさらへ可申候、たかいに致油断、さらへ不申候ハ、可被申来候、廿五日より両奉行所より御同心衆御出し候間、油断有間敷事」<sup>2)</sup> という触が出されており、下水掃除に関してかなり具体的に指示がなされている。

慶安2年（1649）6月には、「会所え只今迄捨置候こみはきため之分、四町の町中として五日之内ニ早々取捨、跡をたいらにならし可申候、以来少もこみはきため捨申間敷候、若少成共捨候者於有之ハ、四町之町中え御掛被成候間、随分吟味いたし改可申候事」<sup>3)</sup> と、町中の空所である会所に捨てられた塵芥の取捨てが命ぜられ、明暦元年（1655）7月には、朝鮮人来朝にさいして、「道悪敷所ハ砂を置可申候、はきため瀬なとにて築申間敷候、通り中斗高く築、両脇あしく候間、かつかうよく道造可申候事」<sup>4)</sup> と、道路の清掃にさいして掃きためなどをとどめないよう指示がなされている。また、当時塵芥を堀や会所へ捨てるだけでなく、河岸ばたや家の周辺で焼く者もあったらしく、同じく7月に、「町中かしつた裏表にてはきため焼候事、堅無用可仕候」<sup>5)</sup> という禁令が出されている。おそらく火災を恐れての措置であろう。

以上の例では、上水・道路の清掃および塵芥の不法投棄・焼却の禁止などに限られ、塵芥の最終的な処理に関してはのべられていない。

「正宝事録」にはじめて塵芥の捨場所が示されたのをみるのは、明暦元年11月の触であり、これ以後、江戸中の塵芥はもっぱら江戸湾周辺に送られるよう指定されることになった。以下、享保期に至るまでの塵芥捨場に関する触を摘記してみよう。

○明暦元年（1655）11月 「町中之者、川筋えはきため之こみ捨申間敷候、船ニテ遣し永代嶋え捨可申候、但夜ハ御法度ニテ候間、昼斗捨可申候事」<sup>6)</sup>

○明暦元年12月 「所々よりちりあくた船ニテ

2) 「正」9

3) 「正」35

4) 「正」117

5) 「正」118

6) 「正」127

1) 『正宝事録』2、数字は「正宝事録」に示された史料番号である。以下「正宝事録」は「正」と略称する。

- 捨所，永代浦ニふたを立置申候間，彼所え遣し可捨之」<sup>7)</sup>
- 寛文7年（1667）5月 「こみ捨候所，先奉行時より永代嶋えすて候様，札を立置申候，頃日は石川又四郎屋敷際えすて候，以後ハ浅草川水はき安房上総之舟往行障ニ可罷成候様申候間，前々之通永代嶋堤際え捨置可申候」<sup>8)</sup>
- 寛文12年（1672）3月 「江戸町中こみ捨場，前々より永代嶋ニ定置候所ニ，近年榊原越中守・石川又四郎両屋敷之脇ニ捨置不届ニ候，依之船手衆，安房上総往行之舟さわりニ可成之旨被申上，此方えも断有之ニ付，立合相改，所々ニ札を立，松平斎之助永代嶋屋敷東脇こみ捨場相定，札立之間，此所えこみ可捨之」<sup>9)</sup>
- 延宝9年（1681）6月 「江戸町中こみ捨場先年相定，所々ニ札立置候得共，今度永代嶋新田・砂村新田右式ヶ所捨場相定，新規札立候間，自今以後此所ニこみ可捨之，則榊原越中守門前通向獅師町川端ニ番所立置，こみ捨舟相改候間，右定之場所より余方えは一切不可捨」<sup>10)</sup>
- 元禄12年（1699）3月 「町中よりこみ捨候儀，永代嶋築地ニ成候所え捨可申候，所之儀ハ，築地請負候者ニ承，致差図候場所え捨可申候」<sup>11)</sup>
- 享保9年（1724）閏4月 「江戸中捨芥之儀，只今迄永代築地之内，六万坪囲え捨候所，此度本所猿江町御材木蔵跡入堀之内，御鷹野御用ニ付，右之捨芥を以御埋立候間，来廿七日より右之場所え芥船不残漕送，芥改之者差図を請，捨可申候」<sup>12)</sup>
- 享保10年（1725）2月 「町中芥船之儀，猿江御材木蔵跡入堀え漕送捨可申旨，去辰閏四月相触候所，右入堀埋地出来候間，向後ハ前々之通，永代築地六万坪之内え芥船不残相廻可申候」<sup>13)</sup>

7) 「正」127

8) 「正」420

9) 「正」501

10) 「正」619

11) 「正」1946

12) 「正」1947

13) 「正」1983

- 享保15年（1730）7月 「江戸中塵芥捨所之儀，只今迄永代新田ニ定捨候所，右之場所相止，向後深川越中嶋後え塵芥捨場相定候ニ付，所々之札建直候間，当七月より右場所え遣可捨之」<sup>14)</sup>
- 享保18年（1733）年12月 「大伝馬町式町目孫兵衛店長左衛門并七拾五人芥請負人之者共申上候，私共儀，先年より御屋敷御町中不残芥請負仕，芝喰違神田辺浅草通迄請負，芥取退積送申候，捨場之儀は，御浜御殿海表，深川永代浦三拾三間堂洲崎弁天十万坪六万坪猿江迄，御触次第二積送り埋立，何れも御用地罷成申候」<sup>15)</sup>（傍点は筆者）

これらの触・願書によれば、明暦～享保前期までは永代島が主な捨場所であり、享保期に一時本所猿江町の幕府材木蔵跡入堀が指定されたが再び永代島に戻り、享保15年以降深川越中島が捨場所に定められた。その結果、のちに木場町とよばれるようになった15万坪の埋立地や、六万坪築地・十万坪築地などと呼ばれた埋立地が次々と生じ、18世紀後半までには38万坪余が築き立てられたのである。埋立地は、やがて新田開発や町屋敷建設のため払下げの願人に渡され、開発後細川家・一つ橋家の屋敷地・領地となつた部分もあった。これらの埋立地は、現在の江東区の、隅田川・小名木川・中川に三方を囲まれた地域のなかにあたり、江戸の町々からの船運の便の良いこと、入洲・干潟が埋立に好都合とみられたことから、長く塵芥捨場としての役割を担わせられることとなつたのである。

捨場までの塵芥の運搬は、もっぱら船運によって行なわれたが、この船によってまとめて輸送するためには、町々の集荷の方法が確定されねばならなかった。寛文5年（1665）5月の触に、「今度町中ニこみ溜場被仰付候間，塵捨候ハ、其町之こみ溜場之内え捨可申由可被申付候」<sup>16)</sup>とあり、町内に塵芥捨場が設定されたことを示している。さらに、町中から芥船にのせるため、

14) 「正」2185

15) 「正」2310

16) 「正」375

船の着く「つきぬけ」にまで塵芥を運ばねばならない。その関連の触をあげてみると、次のようにある。

○寛文元年（1661）6月 「町々河岸端并辻之突抜、御定之ことく明置可申候、勿論何ニても差置申間敷、常々きれいニ掃除仕置可申候」<sup>17)</sup>

○寛文2年（1662）5月 「ちりあくた捨候様子ハ、つきぬけつきぬけえ船をつけ、ちりあくた船迄もたせ候様ニとの左右次第、手前二人足たて、船迄ちりあくた越被申候事ニ候」<sup>18)</sup>  
○寛文2年6月 「今度被仰付候こみ取船、日本橋川通りより北之町中ハ來七月より二日十二日廿二日、日本橋川通りより南之町中ハ同七月三日十三日廿三月、壱ヶ月ニ三度宛、毎月右之目限ニ相究、こみ取船、所々つきぬけつきぬけえ付置可申候、其町々より、ちりあくた右之船迄持せ捨させ可申事」<sup>19)</sup>

○寛文2年7月 「十六日之朝町々突抜々えこみ取船出候間、其舟ニ聖靈之道具捨可申候」<sup>20)</sup>

○寛文3年5月 「町中こみ捨候儀、定め之日限斗ニこみ取候間、町々こみ溜り迷惑被申候由風聞候間、向後はこみ溜り次第ニ、其町々手寄能突抜迄こみ持出し、往行ニも物揚場ニも構不申、其上取ちらし不申様仕、積ミ置可被申候、こみ遅々なく、取申筈ニ候間、左様ニ相心得可申旨、町中不残可被相触候」<sup>21)</sup>

すなわち、芥船を町々を貫ぬいている川・堀に廻し、要所要所で塵芥を集めてのせて行くのであるが、そのために船のつく「つきぬけ」は物を置かず明けておき、常々掃除をしておくこと、「つきぬけ」までは町々から人足を出して塵芥を運ぶこと、芥船の廻運は一時月3度に定めたが、それでは町々に塵芥がたまって迷惑するので、塵芥のたまり次第「つきぬけ」まで運び出して積んでおくこと、などが命ぜられており、現在の都市における塵芥集荷の方法とは、トラ

ックと船という運輸手段が異なるだけで、基本的な集荷形態はたいした相違はないといえよう。ましてその舟の向う場所が江東地区であり、さらにその塵芥の埋立地が土地造成の役割を果すのであるから、すくなくとも塵芥処理の技術的な側面は塵芥の工場による処理方法が一般化しない限り、300年以前も今日もあまり違いはない。

技術的な側面とは異なり、塵芥処理の機構となると、近世的な特徴が現われてくる。塵芥捨場の設定が幕府の意図によって上から決められ、享保9年の例にみられるように、將軍の御鷹野御用のために便宜的に変更されたことなどもその現われであるが、専業の塵芥処理業者が株仲間的な独占権を有するようになっていくのも、幕藩体制下故にみられる現象である。

幕府が芥船を特定の者に限って運航させる意図を示すようになるのは、寛文2年頃からである。寛文2年5月9日に、町年寄から町々名主に対して、幕府より命じた者のみに芥船を出させるようにした場合、これまで手船でもって塵芥を運んでいた町は迷惑するかどうか、町内で談合して返答するようにと申渡し、同月16日には「右ちりあくた捨候儀、被仰付候船ニ為取可申、船賃之儀は、重而被仰付次第出シ可申候」<sup>22)</sup> という触を出している。続いて寛文年間に、手船の取締り・芥錢の規定などが次のように触れ出された。

○寛文2年10月 「一、惣町中之塵芥、弥請負之者共ニ相對ニて捨させ可申候、一切手前舟ニて捨申間敷候、若相背、手前船ニて捨申候歟、又は川口ニて捨申候ハヽ、其舟塵芥船之者ニ取上させ可申事

一、武士方之塵芥、手前船ニて捨被申候ハ各別之事、請負之者之外、脇より賃銀ニて塵芥捨申ハ、請負申候者と相談以捨可申候、無相談我まゝニ仕候ハヽ、舟取上ケさせ可申事」<sup>23)</sup>  
○寛文3年11月 「一、新道角屋敷横手式拾間口之方ニて、三分一之間敷等之入目出し可

17) 「正」288

18) 「正」314

19) 「正」317

20) 「正」318

21) 「正」340

22) 「正」314

23) 「正」328

申候、是ハ木戸番銭手桶水溜梯子之入目、并  
こみ捨ちんも三分一之間数、壱間口ニ壱分宛  
出し可申候、附、惣町中角屋敷横手式拾間口  
之所、三分一之間数壱間口ニ付、ちりすてち  
ん壱分ツ、毎月出し可申事

一、新道両角屋敷共ニ、横手廿間地尻木戸有  
之所ハ、木戸之入目番銭共両角之者出し可申、  
附、横手式拾間之所三分一之間数、間口壱間  
口ニ付こみすてちん壱分宛、毎月出し可申事  
一、町屋裏口新道ニ成候町并惣町中表裏両町  
之所、裏町之方ニても壱間口ニ付壱分宛こみ  
すてちん出し可申候、其外諸役等之入目間掛  
り可仕事」<sup>24)</sup>

○寛文4年(1664)9月「町中塵捨賃之覚

一、角屋敷表口小間ニ付壱分五厘ツ、出し可  
申事

一、中屋敷塵すてちんハ、表口小間壱間ツ、  
ニ付、壱分ツ、出し可申事

一、裏町ニ表口有之所ハ、裏町之方ニテ小間  
壱間ニ付、五厘ツ、出し可申事

一、新道会所屋敷之中をつきぬき、両ヶ輪ニ  
成候所ハ、片ヶ輪ニテ壱分宛表間数応出し、  
片輪ハ塵捨無用ニ可仕候

右之通、今度増候塵捨賃、当七月分より出  
し可申候事」<sup>25)</sup>

これでみると、寛文2年以降は町々手船による塵芥輸送は許されず、もし見つかった場合には船を取上げて芥船の者に渡すこと、また武家屋敷の塵芥の場合も、自家の手船で運ぶのは規制されないが、雇船による時は芥船請負者の諒解を得なければならず、それなしの場合には町々と同じく船を取上げてしまうとされている。ただし、この触通り実行されていたとは言い難く、後述するようにまだかなりの数の町々が、幕府公認の芥船に頼まず、町々で雇った船でもって輸送を続けていた。

公認の請負人に対して、町人は芥錢を支払うことを定められたが、この額は間口に対して割当てられた。江戸においては、公役賦課にさい

して「小間」が賦課規準とされる。1小間は、宅地の表間口1間奥行20間=20坪をさす。この規準は、公役銀の賦課のみならず、町入用の徵収にさいしても使用されたのであるが、寛文3年11月の触によれば、地価の高い角屋敷でも、あるいは表町・裏町という一般的に生活水準に大きな差のある地域差のある場合でも、一律に表口1間奥行20間あたり1か月に1分(これは公役の場合と同じく、銀勘定であろう)とされている。1年間には銀1匁2分となる。翌寛文4年9月には、角屋敷は1分5厘、中屋敷1分、裏町5厘と手直しされており、一律の賃錢ではなくなっている。こうした番銭・芥錢の徵収は、地借・店借の場合、地主・家主との契約条件によって違いがあり、地代・店賃とは別個に支払うものと、これらを含めた地代・店賃を支払うものとあったらしい。いずれにせよ、最末端に至るまでの町々住民からの出錢が義務づけられたのである。

しかし、寛文6年にはまだかなりの町々が手船による塵芥輸送を行なっていたらしい。同年2月19日には、町奉行所から、当時請負人依託の町が210町、自分達で捨てるとするもの94町あるが、どちらか一方に決めるため、両方から5人程ずつ出頭してくじを引き、勝った方の方式にする、くじ引がいやな場合はその理由を申出よと触れられた<sup>26)</sup>のに対し、後者の町々からくじ引を辞退し、請負人による塵捨を頼む旨の連判手形が提出され<sup>27)</sup>、以後は請負人による輸送に一元化されたようにみえるが、実際にはまだ町々手船も動いていたらしい。また、幕府公認の請負人も、固定的なものとはなっていなかったと思われる。請負人が特定の者に限られるようになるのは、幕府に対して塵芥埋立による新田開発を願出したものが、その許可の代償として、みお澗(河・海の中で、船の通行に適する底深い水路)<sup>28)</sup>通の定済を申出るといった条件をつけることから始まっている。亀井町の新五兵衛・小伝馬町

24) 「正」349

25) 「正」358

26) 「正」395

27) 「正」396

28) 『広辞苑』による。

の甚兵衛両人が、永代島上総瀬通りの定瀬を請負い、その代りに江戸惣町中の塵芥処理を引受け、塵芥埋立てによって新田取立てを行ないたい、なお芥錢はこれまでの値段より、1町につき1か月に銀1匁ずつ引下げる旨の願出をしたのに対し、元禄9年3月、幕府はそれを認めるとともに、これまで芥船に使う場合船を貸さないことがあったときくが、以後は文句なしに貸すように命じ、さらに町々に対し、両人が契約のため町中を廻ったら、応対して塵芥を取らせることと令している<sup>29)</sup>。ただしこの場合にも、町々で船を所持して塵芥を取るのはそのままとし、塵芥の捨場所についてのみ両人の指図を請けることとしているので、まだ町の手船による輸送も行なわれていたことがわかる。

このように、本来なら幕府の普請としてなされるはずの水路保全の仕事を、独占的な特権を与えることによって肩代りさせる方策がとられるようになるとともに、権力の末端につらなるものとしての権威づけが行なわれる。この元禄9年に指定をうけた両人の者と直接つながるかどうかは不明であるが、後代まで続く「芥改役」が設定されたのはこの頃らしい。寛政4年(1792)5月に、「永代築地芥改役」の肩書をもつ4名の者が、自家の由緒を書き上げた書類<sup>30)</sup>によると、元禄10年2月に、それまでの芥船が瀬通りもわきまえず塵芥を捨てるため通船ができず、また堀・川なども埋まって川口がつまり、出水の節など川上の田地や橋の障りにもなるとして、4人の者の先祖たちが深川永代浦入海およそ15万坪ほどの干潟の下付を願い、この地を新田に取立てるため江戸中の塵芥捨場に指定してもらいたいと申出て認可された。そこで自分たちの出金により、深川熊井町から八幡前までの古川を浚い、また幅6間長さ800間ほどの芥船往来の新川を掘り、そのほか小川・枝川を2,000間余も掘立てるなどの普請を行なった。さらに、上総瀬で埋まって通船できない場所も浚取るからと、15万坪以外に町屋敷地3,000坪

の下付を願出てこれも許された。ただし当時適当な町屋敷がないので下付は延期となったが、瀬の浚いにはさっそく取掛り、横幅200間長さ20町余の所を2か年のうちに浚取って、それより通船が滞りなくできるようになったので、上総瀬通は「芥瀬」という異名で呼ばれるようになったという。ところが15万坪がだんだん築立てられていった翌元禄11年に、その地は御用地に召上げられてしまい、いっぽう浚普請には多額の費用がかかって難渋したので、3,000坪の町屋敷の下付を改めて願い、元禄13年に深川万徳院前の水地657坪余が居屋敷として渡され、以後町名を奥川町と号して代々居住していた。

元禄12年正月には、「芥改役」として勤役を命ぜられ、日除船・帶刀を許され、役船2艘ずつが4人に渡された。芥改役は、毎日堀および所々川々を乗廻り、川々へ塵芥がみだりに掃捨てられないよう、また町々芥請負のものが積出す芥船が川に塵芥を捨てることを取締った。さらに、江戸の芥船が、肥料となるような塵芥は川中で田舎の芥船に積移し、石瓦木切など肥芥にならない分は川中に捨てたり、荷重に積みこんだ芥船が風波にあって途中の川中に捨てるなどがあるので、そのような場合にはさっそく捨てた塵芥を搔上げさせ、指定の捨場所に漕送らせた。なお、塵芥捨場所を指定した高札のうち、深川越中島の高札を、地所とともに預って、その見守および上総瀬通芥船の見張のため番人を昼夜つけておくことも芥改役の役目であった。

元禄期以降、塵芥捨場の指定やそこへ来る途中での芥船の不法投棄の取締りなどは、これら芥改役の管轄下にあったようであるが、江戸町中の芥集めは、もっと多数の芥請負人が担当していた。享保10年(1725)10月、町中の芥取を、100文につき5文ずつ値引して請負いたいという願人が現われ、この願が認められればその代償に、切れ小判の引替を歩銀なしに行なおうと申出た。町年寄はこの訴えを年番名主に示し、町々にいわゆる差障り尋ねを行なったところ、町々からは、願人は切れ小判も即座に引替え、芥取も滞らないようにするとはいっているが、

29) 「正」833

30) 「文政町方書上」、「御府内備考」

先々になればあてにはならない、今迄は、普請などで一日のうちに芥が大分たまつても、芥取の者を呼べば早速やってきて片づけ、街道まで掃除をしてくれる、またこれら芥取の者は町々に居住してその仕事で妻子を養っているので、願人の申出通りになっては大勢の者が困窮する、願人が芥取錢の値下げをするというなら、これまでの芥取の者も、町々と交渉のうえ、何程でも値引をするといつてるので、何とぞこれまで通りに差置かれたいという返答書が出された。

ところが同月晦日、再び年番名主は町年寄方に呼ばれ、願人から次のような追願書が提出されたことを知らされた。

「御町中芥除之儀手支相滞儀ハ有之間敷哉と御尋御座候に付、委細致方左ニ申上候

一、御町中芥除会所と申を毫ケ所相建置、此所ニ芥一通之役方手代相詰、請払仕場所之儀ハ船場え遠近場相考、或ハ五町七町宛場所を訳、小頭式人宛付置、支配為致申候、尤人足之儀ハ只今まで町々ニて芥取申候者共、其場所ニて雇ひ遣ひ申候、其内も働く之候者ハ小頭ニ申付、支配為致申儀御座候得ハ、いたみ之儀少も無御座候、其上右之場所々え会所より右役方手代毎日相廻、滞不申候様急度相改申付候得ハ、芥少も手支申儀無御座候、夫共ニ広キ御町中之儀ニ御座候得ハ、万一滯申所有之候得は、其所五町三町之内ニ小頭共住宅仕罷有候間、此者方え滯申段其所より相届候ても、早速芥除ケ、埠明申儀ニ御座候、勿論会所え其段相届候共、是ハ町々勝手次第二御座候

一、只今迄町々ニて芥除ケ申者共ハ、町々之心入ニて、存寄之者共え申付候に付、人足之者共も、今日芥除取掛り候ても、勝手ニ罷成候かせき御座候得ハ不参仕、いつ共不限成合ニ仕来り候、五日十日と続候て、芥ニ懸り候儀も無御座候、此度私共請負仕候得ハ、場所五町七町宛訳置候て頭を付置、段々芥除ケ申候ニ付、右致来り申候人足共も、其町々ニてやとひ、十日も十五日も不参不仕候様ニ毎日遣申候ニ付、前々よりハ渡世之勝手ニ成、痛

之筋ハ少も無御座候様奉存候、私共助成ニ成申儀ハ、只今迄とハ違、五町七町宛まとめ、町数多候得ハ申付候人足之入用も減申候故、徳用相残申儀ニ御座候、且又芥除仕廻次第、会所より改役之手代相廻シ見分為致候上、賃銀相払申候ニ付、人足共龜末ニ不仕候に付、少も滯申儀無御座候、以上」<sup>31)</sup>

この追願書に対しても、町々は前と同趣旨で反対を唱え、結果的には願人の申出は取上げられなかった。しかしこの追願書から、当時の町々における塵芥集めの状況をある程度読み取ることができる。すなわち、町々には芥取を仕事とする人々がかなり多数存在し、その場合町ごとに仕事を頼まれていたこと（享保13年9月の町々の調査<sup>32)</sup>によっても、芥捨の請負人は「壱町切」であった）、これらの人足は、芥除の仕事だけでなく、他の仕事をもかねて行ない、その結果何日も塵芥を取りにこない場合が間々あったらしいこと、町中の塵芥集めに関しては町々に任せられており、願人の主張した会所のような機構はまだなかったことなどがわかる。また、この差障り尋ねはすべて年番名主を通じて町々になされ、これまでの請負人たちの意向もすべて町名主を通じて示されたのであって、この段階では請負人の仲間組織は表面に出てきていない。

その後もしばしば芥捨請負の願人が現われたが、町々は反対を唱え、いずれも不許可となった。なお、享保16年（1731）11月の年番名主からの新請負人に対しての差障り尋ねへの返答書の中に、

「一、芥溜之儀、大芥溜川岸付ニ有之、町々右芥溜ニ手遠成所は、唯今迄其家主切ニ自分借家裏ニ芥溜差置候て、芥取候者、川岸大芥溜迄持出し取來り申候」<sup>33)</sup>

とあり、町々の借家裏の芥溜→川岸大芥溜→深川越中島の塵芥捨場という経路をとって集められていったことがわかる。

町々の芥請負人たちが、仲間としての行動をはっきり示すようになったのは、享保18年のこ

31) 「正」1998

32) 「正」2105

33) 「正」2224

とである。12月3日、76人の芥請負人たちは、次のような願書を提出した。

「乍恐以書付御願申上候

一、大伝馬町式町目孫兵衛店長左衛門并七拾五人芥請負人之者共申上候、私共儀、先年より御屋敷御町中不残芥請負仕、芝喰違神田辺浅草通迄請負、芥取退積送申候、捨場之儀は、御浜御殿海表、深川永代浦三拾三間堂洲崎弁天十万坪六万坪猿江等迄、御触次第二積送り埋立、何れも御用地罷成申候、右六万坪埋立候節、殊外濁通埋、船通路難仕候ニ付、三拾五年以前已八月、伊奈半左衛門様え御願申上候得は、御吟味之上半左衛門様被仰渡候ハ、今迄御公儀様御物入ニテ被為仰付候得共、唯今より以後、手前入用ニテ浚候様被仰付候ニ付、御請仕、手前入用を以幅五間長サ百間、枝濁六通り共ニ浚仕差上申候、唯今芥積送り候處、越中島新芥捨場之儀、私共手前入用を以波除柵等迄仕立、芥積送り申候、然処近年度々新願者とも罷出、私共障リニ罷成候ニ付、去年中当御番所様え御訴訟申上候處、此度御堀浚被遊候ニ付、右御堀飯田町堀留より竜之口数寄屋橋迄之内、浮芥之義日々見分仕、所々船見はからい差出、永々自分之船ニテ浮芥為除ケ、并下水之落口浚仕可申候、私共家業之儀ニ御座候間、御役被為仰付被下、組合之者為印、下ヶ札ヲ被下置候ハ、難有可奉存候、以上

大伝馬町式町目孫兵衛店

享保十八年丑十二月三日 頼人 長左衛門

外ニ 大勢之者共

御奉行所様 <sup>」<sup>34)</sup></sup>

長左衛門を始めとする76人の芥請負人たちは、元禄期の濁浚や、越中島新芥捨場の波除柵仕立などの業績をまず申立てた後、近年芥請負の新願人が多く現われたのに対して差障りの旨をのべ、さらに江戸城御堀の浮芥取除けを請負うことを申出、その代りに組合の印しとして鑑札下付を願い出たのである。享保改革期においては、商人・職人の仲間が設定されたのであるが、それらは僕約実施のための新規仕出し物取締りや、

物価統制の必要上、幕府が上から仲間を結ばせたのであって、冥加金や御用をその代償に命ずるということはなかった。この芥請負人の場合は、これら商人・職人の場合と異なり、何らかの奉仕を申出ねば仲間として公認されず、相次ぐ新願人に対抗するため、御堀浚の仕事を引受けることによって鑑札下付という公認の証をえようとしたのであった。

この願書に対し、これまで新請負の願人が現われた時には旧来の請負人を擁護していた町々は、今度は反対の立場をとった。それは、たとえ今後賃錢等も上げず、町々の障りにならない旨の証文をとっておいても、年月を経れば、御役を勤めているからと自然我儘になり、何かと理由をつけて賃錢等も引上げ、その上町々の申付にも従わず、では請負を取かえようとしても、組合が出来てしまって一同の申合せをすればそれも自由にならなくなる、現在75人(原史料による)の外に、少々ずつの芥請負を仕事にしている者が凡そ60人ほどあるし、また近在の掃除の者と契約して芥を渡している所も數多あるので、末々はこれらの者たちの障りにもなるからというのである。これに対し、幕府側は享保19年2月、芥請負人たちから、「御堀内浮芥は不及申、下水落口共無滞急度相済、尤願ケ間敷儀曾て不申上、下ヶ札之儀も大切ニ致所持、売買等ニ堅仕間敷候、勿論御武家方町方之下知を請、掃除等之儀ハ不及申、諸事急度相勤可申候、若気ニ入不申儀有之、外之者ニ芥請負申付候共、違背仕間敷候、勿論御役相勤候ニ付、御威光を以我儘仕候て、權威ケ間敷儀も御座候ハ、下ヶ札并芥請負場所共可被召上候、其節御訴訟ケ間敷儀申間敷候」といった文言の連判状をとり、芥請負人達に鑑札を下付して仲間を公認したのである<sup>35)</sup>。

この享保19年の芥請負人仲間公認によって、以後江戸の塵芥処理機構は固定化され、幕末期に至るまで大きな変化はなかった。なお、その後元文4年(1739)5月には、船持たちの負担で川浚を行ないたいという願人<sup>36)</sup>、寛保元年

34) 「正」2310

35) 「正」2313

(1741) 10月に江戸中の下水浚を請負い、その芥土を干し上げ、農家の肥料として積送りたいという願人<sup>37)</sup>、延享3年(1746)7月に河岸を利用する商人・船持の負担で堀・川の芥浚を行ないたいという願人<sup>38)</sup>などがあったが、いずれも町々からの反対で許可にならなかった。

寛政期にいたるまで、享保19年に定められた76人の芥請負人の人数は変わらなかったが、寛政6年(1794)に新規加入の者22人に対しても、旧来の者と同様に鑑札が下付され、98人となつた。これらの芥請負人は、神田組・本所組・深川組と組分けされ、名前帳を町年寄に提出し、定行事を立て、江戸城御堀の浮芥常浚を仲間の仕事として行なつた。また、芥請負人名義の相続・譲渡などは、町年寄に届出ることになつた<sup>39)</sup>。

寛政期には、このほか芥錢に関する史料がみられる。寛政改革の一環として、幕府は地代・店賃を引下げることによる物価引下げ策を考え、そのために地主の負担となつてゐる町入用の節減をはかつた。寛政2年(1790)8月、町々の地主・家主・名主に対し、これまでの町入用、地代・店賃額および地主・家主の手取金の調査が行なわれ、翌年4月には町入用がどれだけ節減できるか町々で検討して申告することを命じた。町入用には定式と臨時の2種があり、多くの町では芥錢は定式町入用として取扱われていた。町入用は町内に小間に応じて割りつけられ、地主がこれを負担する。当時芥錢が定式町入用のなかでどのような比重を示したかを、「撰要永久録」にみられる南伝馬町2丁目の例でみてみよう。寛政元年における同町の芥錢高は36貫文であった(第1表参照)。寛政3年6月、町入用節減案の上申である同町の定式町入用掛り高書上をみると、芥取捨錢として33貫600文があげられており(第2表参照)、寛政元年分に対して2貫400文の節減となつてゐる。定式町入用総額としては、176両余が書き出されており、芥

36) 「正」2516

37) 「正」2602

38) 「正」2782

39) 「諸問屋再興調」十一

第1表 寛政期における芥錢高 (寛政元年)

町名	芥錢	内家主取分	備考
南伝馬町2丁目 (1年分)	貫文 36.000		地借・店借から取集めず町入用にて地主より差出す
南伝馬町3丁目新道分 (1年分)	2.624		"
南鞘町(1年分)	37.600		"
南塗師町 (1年分)	37.600		"
松川町1, 2丁目 (3か月分)	45.600	15,700	地借・店借より家主へ取集め、29貫900文を芥取捨の者に渡す

(「撰要永久録」公用留卷之十による)

第2表 南伝馬町2丁目定式町入用掛高

金	銀	銭	項目
両分 98	匁 6.4	貫文	御国役 御朱印御証文人馬并賃 伝馬其外諸入用 名主役料
24.1	1.0		自身番屋入用
		105.636	山王明神両御祭礼入用
8.2	10		町内書役給金
		50.400	芥取捨錢
		33.600	町内定抱寫給分
		21.600	御組合上水普請割 御普請方御 役所え相納候分
2	1.16		上水町方組合普請入用割合
1.2	14		寫入足木綿法被股引革頭巾共
1		2.100	書役火事羽織股引等
0.2	10		神仏初穂
0.2		764	櫛番給分
		3.572	纏當番入用
		2.400	自堀浚賃
0.1	1.68	1.732	御年頭銀
		1.136	町年寄晦日錢
		958	鐘役錢
176	11.3		総計

(「撰要永久録」公用留卷之九による)

錢は掛り高のなかでは第6位、3.8%を占める。なお、その他の町で芥錢の比率をみてみると、いずれも南伝馬町2丁目より大きな率を示しており、南塗師町では6.9%となっている(第3表参照)。これは節減案の数字であつて、実態はいくらか異なつていたかもしれないが、芥錢が町入用のなかでも軽視しえない比重を有していたことは明らかであろう。

「撰要永久録」公用留卷之十の、「番錢芥錢書上有無御尋之節書上候扣」にあげられた5町<sup>40)</sup>のうち、4町は芥錢を地主から集めた町入用から支払い、地借・店借から徴集していない。

40) 松川町1丁目・2丁目は原史料でまとめて扱っているので、1町に数えた。

第3表 定式町入用に対する芥錢の比率

町名	定式町入用掛り高(A)	内芥錢(B)	B/A × 100
南伝馬町1丁目	金両 分 164.2	錢貫文 37.000	3.8
南伝馬町2丁目	176	33.600	3.2
南伝馬町3丁目新道分	9.1	2.624	4.8
南鞘町	59.2	23.732	6.7
南塗師町	58.1	23.732	6.9

註：原史料により、金1両=錢5貫900文で計算した。なお端銀は省いた。

(「撰要永久録」公用留卷之九、卷之十による)

これに対し、松川町1・2丁目の場合は、地借・店借から家主が芥錢として集めた額が45貫600文であるのに対し、そのうち29貫900文だけを芥取捨の者に渡して残りの15貫700文は家主の取分となっている(第1表参照)。番錢の場合は芥錢よりいっそう家主の取分が多く、5町とも地借・店借から家主が集め、町によって一部を地主に渡したり、番人給金をそれから出したりしているが、大部分は家主の得分となっている。芥錢を地借・店借から集めない町々は、その分が地代・店賃のなかに含められていたのであろう。いずれにせよ、芥錢は江戸住民の肩に番錢とともに課せられた負担であった。町入用節減のための調査を行なった結果、幕府は七分積金の仕法を寛政3年12月に発表したが、そのさい「町々ニより番錢芥錢等と唱、家別ニ月々取集候金高も不少候、右は年来之仕癖不宜儀ニ付、右之分地借店借よりは向後出させ間敷候」<sup>41)</sup>と、地借・店借から番錢・芥錢を徴収することを禁じた。これは地代・店賃の値下げが引起する影響を恐れた町奉行たちの意見が取上げられた結果らしく、値下げの代りに番錢・芥錢の戸別徴収をおさえて、実質的に同じような効果をえようとした策であったが、おそらくその分は地代・店賃にこめられるようになったであろうから、幕府の意図が果せたかどうかは疑わしい。

化政期の江戸では、問屋仲間の特権化が著しく、株数の限定や、権力を背景にした仲間外商人の取締りが厳しくなったのであるが、文政7年(1824)5月には、芥請負仲間に加入せず、鑑札なしで芥請負をする者に対しての取締りが、

41) 「撰要永久録」公用留卷之十

寛政期と同文言ではあるが改めて申渡されている<sup>42)</sup>。その後天保13年(1842)7月には、すべて問屋組合仲間停止のいわゆる仲間解散令の趣旨にのっとり、御堀浮芥浚請負人の仲間も以後は人数の定めなく、希望の者は勝手次第加入して、これまで通り御堀内の浮芥を浚うよう町奉行所での申渡しが請負人の代表および市中取締懸り名主に対してなされた<sup>43)</sup>。ただ、問屋仲間の場合は、冥加金上納も取止めとなり、特権の代償はなくなったわけであるが、芥請負人の場合は御堀浮芥浚が免除されたわけではなかったので、その後も仲間としての行動がみられ、天保13年10月には、近在の者や所の者が芥取捨の仕事をせり取って、これまでの請負人が難儀をしていること、これらせり取った者たちは、仲間に加入もしないので、御堀浚賃錢も支払わないという訴え<sup>44)</sup>が、7月に仲間加入勝手次第の申渡しをうけた御堀浮芥浚請負人代表から出されている。また、弘化2年(1845)10月には、牛込築地片町の左兵衛、小日向西古川町の吉兵衛両人から、自分たちの受負っている74町のうち、47町は以前と同様小間割をもって塵芥賃錢を出してくれるが、27町はどのように掛合っても出錢しないため、芥浚方諸掛りに不足し難儀しているので、27町に対しこれまで通り出錢するよう命じてもらいたいという願が町名主の奥判も付して町年寄に提出された。町年寄館市右衛門は、奥判をした両町名主から、27町の名主へまず掛け合わせ、示談が整わないときは請負人から出訴するよう申渡したらどうかという意見書を付し、市中取締懸り名主も同意見であり、町奉行遠山左衛門尉も異議なしとある<sup>45)</sup>ので、当事者間で解決すべしというのが官がわの考えであったらしい。しかし、御堀定浚を免除しない限り、請負人仲間の存在を認めざるをえず、また左兵衛・吉兵衛の願書に、天保15年9月に芥浚請負を小石川春日町の久次郎及び浅草並木町新兵衛から譲り受けたことを町年寄に申出て

42) 「撰要永久録」御触事卷四十二

43) 「諸色調類集」浮芥浚之部壱

44) 同上書式

45) 同上書九

て認可された旨がのべられているので、請負人の名儀譲替なども從来と同じく町年寄の管轄のもとになっていたのであって、請負人株の存続もまた否定されたわけではなかったのである。

嘉永4年(1851)3月、幕府は十組問屋をはじめとする株仲間の再興を許したが、御堀浮芥請負人の仲間も再興となり、まず町年寄・町奉行所年番与力等によって仲間の由来・当時の状況の調査がなされた。それによると、前々からの芥請負人で当時渡世の者76人、天保12年以降新しく家業を始めた者は6人あり、合計82人が現在の人数となっている。各芥請負人は町々の持場が定まっており、新加入の6人も、古来からの請負人と熟談のうえ、持場を割合ったものである。なお、仲間解散令後は、芥錢の引下げ、又は無賃の場所などもあり、持場所も以前の名前帳とくらべると大分入れ違っているので、再興にさいしての名前帳に、1町限りの請負賃高を書かせることは止めにしたいという町年寄の意見が出されているので、仲間解散令後は請負人の独占が脅かされたため、芥錢に関しても町々の意向が強く働く余地が存していたことがわかる。

嘉永4年11月、幕府は御堀浮芥取請負人現在人数82人に対し、文化以前の通り仲間をたてることを許し、名前本帳を作成・提出させ鑑札を下付した。その後、これまで持場所を1人で2組・3組ともっていた者の分を、他に譲らせて新規加入の形で16人にも鑑札を下付した。その結果、浚請負人は寛政期の人数と同じく98人となり、神田組・京橋組・深川組・芝口組・日本橋組に分れ、旧来と同じく御堀浮芥の定浚を続けたのである<sup>46)</sup>。

この芥請負人の制は幕末期まで続いたらしく、安政6年(1859)4月には芥錢の調査が命ぜられ、請負人の住所名前とともに翌万延元年7月に芥錢高が書き上げられた(第4表参照)。これを寛政期の高と比較してみると、かなり値下りしており、理由はわからないが町民の負担は軽くなってきたと考えられる。あるいは、天保改

第4表 幕末期における芥錢高 (1か年分)

町 名	芥錢高	請負人住所名前	
南伝馬町1丁目	貫文 28,800	南鞆町弥兵衛地借	惣次郎
南伝馬町2丁目	26,800	下横町定吉地借	伝兵衛
南鞆町・南塗師町	42,000	安針町家主	半兵衛
松川町1丁目	8,400	西河岸町家主	太兵衛
松川町2丁目	8,400	深川佐賀町嘉兵衛店	権兵衛

(「御触被仰渡書」、『東京市史稿』市街篇四十六所収による)

革期の賃下げの影響でもあろうか。なお、芥請負人の住所からわかるように、請負人は請負場所との地縁はほとんどなかったとみてよい。

以上、江戸における塵芥処理は、初期の清掃の励行・不法投棄の禁止・焼却の禁止という取締りのみの段階、明暦期にはじまる塵芥捨場所の設定、寛文期にはじまる芥船の指定・芥錢徵収という専業の処理業者を含めた塵芥処理機構成立の段階を経て、元禄～享保期には芥改役の設定、芥請負人の仲間化が進展し、享保19年の御堀浮芥定浚を代償とする芥請負人仲間の公認により、江戸市中の塵芥処理は特権的な株仲間の手にゆだねられることになり、以後幕末までのこの処理機構の基本的なあり方は変わらなかった。江戸城御堀の定浚という、將軍の城下町たる江戸特有の奉仕を代償としての芥請負人仲間の特権は、かなり強固に護られていたとみてよからう。ただ、芥錢高の動きをみると、出錢を義務づけられた町々の抵抗は根強く、機会をみては賃錢引下げをはかったとみられるのであって、その背後には、請負人の特権を脅かす仲間外業者の存在があったことが考えられよう。

## ② 大坂の塵芥処理

江戸以上に川・堀が四通八達し、しかも天下の台所として諸物貨の出入の激しい大坂では、塵芥に関する触類はもっぱら川筋撻として現われる。大坂町奉行の交代の度ごとに発せられた次の触もその一つである。

### 「 川筋撻之事 」

一、町々より塵芥を持出、川中は勿論川端え捨候儀、堅仕間敷事

一、橋杭は勿論、船繫杭并綱ニ掛リ候芥、其町々又は其船乗之者取扱可申事

一、川筋堀々ニ野路又は附洲等有之場所、船

着宜ため、町人共自分ニ野路附洲堀割、川岸際渉いたし候儀は勝手次第之事ニ候条、右堀割候土砂を不取捨、其儘ニ野路附洲之上え攬揚置、自ラ野路附洲等高く相成候場所有之、不埒之事ニ候、以来際堀いたし候ハヽ、右土砂野路附洲等之上え不攬揚、不残差除可申事一、川筋え流出候町々水道口え塵芥夥敷駆出し、川筋水行差障ニ相成候、前々より申渡候通、水道口えは塵芥決て捨間敷事ニ候処、近年猥ニ成候趣ニ相見え不埒之事ニ候条、水道掛り町々申合、相互ニ吟味いたし、塵芥不捨様可致候、且又水道落口川筋水敲先え、土砂留之柱杭丈夫ニ打之、少ニても右杭え掛り候もの有之は、早速取除候様可致事」<sup>47)</sup>

この触によると、町々から持出された塵芥の川中・川端への投棄、川筋堀々に船着の便宜のため野路・附洲を町人たちが堀割ったさい出てきた土砂の放置を禁じ、橋杭・船繫杭・綱にかかった塵芥を取除くこと、また町内を流れる水道（上水道ではない）が川へ流れこむ落口に土砂留の杭を打ち、それに掛けたものを取除くことを命じているが、それらの塵芥・土砂をどこか特定の場所に捨てるような指示はしていない。ただし、水道への塵芥投棄や、川へ橋から塵芥を捨てる行為などに対しては、繰返し禁令が出され、たとえば橋から芥を川に捨てる者は、橋の両際の町の者が見出し次第捕えるよう、小者は50日間の牢舎、家主は過錢といったかなり厳しい罰則なども触れられている。

では、これら川・水道などへ捨てることを禁じられた塵芥の処理は、他にどのような方法で行なわれたのだろうか。触でみる限り、大坂では江戸のような画一的な処理はなされてはいない。具体的な塵芥処理の状況を示すものとして、安永2年（1773）閏3月に出された次の口上書が参考となろう。

#### 「乍憚口上

一、三郷町家塵芥之儀、是迄百姓掃除致取來

47) 『大阪市史』第三、7頁、例触12、以下『大阪市史』所収の史料については、原史料の明らかな誤記と思われるものは、『大阪市史』編者の指摘を勘考して、筆者が訂正した。

候へ共、田畠之助ニ相成候物斗持帰り、石・瓦・木切・竹切等ハ残置候故、家持并裏表借屋之者共申合、家別ニ壱ヶ月ニ拾錢より弐十錢迄割合差出シ、銘々一屋敷限日雇相頼取捨、其屋敷廻りへ堀うめニ付、町並でくほく有之候、向後町中へ毎日掃除致候日雇相定置、是迄田畠之助ニ取来候塵芥之分ハ、不残在方百姓え勝手ニ為取、相残候無用之石・瓦・木切・竹切等ハ、他所ニても見合次第ひくき所え埋、町並宜敷可仕候、尤右掃除引受候儀御免被成候ハヽ、是迄町々にて相掛候賃錢よりハ引下、丁中勝手ニ相成候様可仕候、尤不得心之町々ハ相談仕間敷候、得心之町々ハ、向後壱ヶ月家別ニ、表借屋より四錢裏借屋弐錢宛賃錢受取、冥加銀ヲも差上、右掃除引受度願人有之ニ付、町々家持并借屋之者共差障之有無札、申上候様被仰渡、奉畏候」<sup>48)</sup>

この口上書によると、大坂においては塵芥のうち、肥料となるようなものは在方の百姓に引取らせ、それ以外のものは家持・借屋の者が申合せて賃錢を出し合い、日雇を頼んで屋敷廻りに埋めさせていたという。江戸と異なり、周辺農村に広く商業的農業が展開していた大坂では、諸種の肥料の需要が大きいために、屎尿が早くから周辺農村に運ばれていき、汲取りの権利をめぐって町方の下屎仲間と生産農民との対立が元禄期ごろからみられ、この口上書の出された安永期には、大坂町内の屎尿汲取り権は摂河314か村及び河内新田方支配（7か村と考えられる）を組織下においた在方下屎仲間に握られた形となっていた。もっとも、実際には町方下屎仲間の後身である急掃除人や、新たに一手引受を願う者との抗争がこの期にも続いており、必ずしも一元的な処理機構とはいえないが、いずれにせよ屎尿処理をめぐって町方と在方は不斷に接触があったのである<sup>49)</sup>。この屎尿処理を行なった者が、同時に肥料となるような塵芥の引取りを行なったかどうかは明らかではないが、町方と在方との接触が肥料の受渡しを軸になされてい

48) 『大阪市史』第三、816頁、補達135

49) 大坂における屎尿問題については、『大阪市史』および小林茂『近世農村経済史』などを参照されたい。

たことから、塵芥もまた周辺農村に引取られていったことが考えられるのである。

この口上書にみられた願人の願が受け入れられたかどうかは不明であるが、その後の似たような趣旨の願に対し、町々から差障りを申立てているので、おそらく許可にはならなかつたとみてよかろう。天明5年(1785)8月に、南新町2丁目の津国屋庄兵衛から、近年肥料が高値となり、百姓が困窮しているので、良い肥料となる町々水道筋の溜り泥土を百姓に無賃で渡し、その泥土の代りに正土をよこすよう百姓たちと相談している、これまで水道の浚は町々で町入用でもって行なつてゐたが、願が聞届けられれば浚入用もかからず、その上溜り泥土と引替にした正土でもって、三郷町々の大通荒場所の修繕も無賃ができる、ただし人夫費用や道具類の入用助力に、家ごとに醤油を買ってもらいたい、という願書が出された<sup>50)</sup>。これに対し、町々に差障り尋ねがなされ、一統差支えの返答で拒否されたため、願人から仕法を改めて再願がなされた。前と異なるところは、水道のない町および端々の町では自分作方の肥料にしている場合もあるので、その分は除くこと、また引受けた町々だけ、町筋の間数1間につき1か月2文ずつ出してもらい、そのなかから冥加金を差上げ、もし諸入用が不足の場合には百姓方から申受けるということ、などである<sup>51)</sup>。おそらくこの再願も町々から拒否されたとみてよかろう。

その後も繰返し川・水道への塵芥投棄取締や、土砂留の杭打ち、塵芥の取除きなどが令せられているが、寛政4年(1792)2月の口達では、川筋に溜った塵芥泥土をつねづね浚上げるよう、「左候ハ、在方肥シ等ニも可相成ニ付、取捨方如何様ニも可相成」<sup>52)</sup>と、最終的な塵芥の処理に関しては、すべて町方の判断に任されている。ただ、七夕の短冊竹や精霊祭の品々は、慣習として川に流していたが、川中への塵芥投棄を禁止したのであるから、これも許さるべきではな

50) 『大阪市史』第三、1097頁、補達209

51) 同上書、1106頁、補達213

52) 『大阪市史』第四、112頁、達1005

い、しかしみいめいが沖へ持っていくとか、船を雇って積送るのでは入用もかかり、迷惑であろうから、役所から船を出して積取らせる、それらの品々はもよりの川々附洲や辻合などへ1、2町ずつ申合せて集めておくように、という指示が寛政期以降出されており<sup>53)</sup>、幕府の費用でもって塵芥取捨てがなされる場合があつたことを示している。七夕祭の竹のような特殊なものは、こうした取扱いがなされても、日々の塵芥に関しては、役所がわはもっぱら取締りにあたるのみであつて、処理に関しては町々の自主的なはからいにまかせ、さらに処理引受けを願出したものも、また官がわも、塵芥の肥料としての効用を説く点に、大坂の塵芥処理の特徴を見ることができよう。

### ③ 桐生の塵芥処理

桐生に関しては、文化14年(1817)に町役人に提出された次の文書を紹介するにとどめたい。元文期に京都から高機を導入して紗綾織を始めた桐生では、その後各種の高級織物を生産するようになり、他の関東における絹織物生産地と異なって、染・練・張の仕上加工工程をも擁するようになった。行政的には農村として扱われてきた桐生新町は、織物の生産・流通の発展とともに、実質的には町を形成し、それと同時に塵芥処理の問題に直面するに至ったのである。

#### 「 以書付御願申上候

一、当町を流候常用水川之儀は、從古来上久方村堰有之引流候儀、先年は町中に井戸無之、壱町内ニ井戸壱箇所宛、其町内井戸と唱、出水等之節手当ニ拵置、平常は前川之水を飲食ニ相用并田作仕付ニも相用候所、凡七、八十年以前より紗綾機始、追々諸織物産業相募、染屋練張屋漸々出来、職人・商人多入込、繁華之地と相成候ニ隨ひ、塵芥も多相成、何之頃より歎、自然と大方は用水川え掃込候様押移、且色々之物洗其外何ニよらす投込、甚敷ニ至候ては痰吐等之掃除迄も用水ニテ致候儀、其上西側ニテ所々下水流之小堀有之、所ニテは小児大小便又ハ大人も小便等仕込候様

53) 同上書、129頁、達1020

相成候故、飲食ニ相用候儀は抑置、水下ニては糸縄をすゝぎ、又衣類洗濯致候事も不相成様、今更不及申御存知之儀ニ御座候、眼前町内を流候用水不用立、近辺最寄之堀川え持運ヒ洗濯致候儀、何共歎ケ敷儀ニ御座候、既ニ前々より一統芥錢と唱、時々出錢仕候得共、其詮も不相見、名目のミ之様相成、折々嚴敷御触等も御座候得共、兎角等閑ニ相成、別て市日見世仕廻掃寄候塵芥大方堀え打込、且短日之節は、市仕廻夜ニ入候故、弥猥ニ塵芥ニて川水を堰止メ、町内え水押揚候程掃込候儀と相見え、水下ニては市日毎ニ夜中・翌朝迄も水堰上ヶ迷惑至極仕候、其上水押出候節、前通り還之置土等迄押流、川端筑石押崩、其塵芥支候所之者は節々難儀ニ相及候、元来常用水之儀は、大切之非常手当ニ御座候所、取分冬分ニ至天氣打続候得は水減又は水涸候節は、下町迄ハ水引足不申、非常之備ニも不相成、別て歎ケ敷儀ニ御座候、是逆も猥ニ塵芥掃込候故之儀、其上上久方村大堰下水道ニて古來有来田作仕付之用水ハ格別、所々ニて新規我儘ニ横堀又は隠樋ニて水盜取候様之儀、折々ニ間々有之候、右等之儀も相改急度取極メ、無滯下町迄非常手当ニ行届候様、水相流申度候、抑平常塵芥西側ニ多、東側ニは少、用水え流入候下水は西側のミにて、東側ニは無之、紺屋・張屋勿論諸家業共ニ下水流之どぶ有之候儀、中ニは西側ニてもどぶ有之、前川え下水流無之所も相見へ候、如当町、中ニ流水有之候所は少、流水無之所多候得共、流水無之土地ニても、下水之淵も無之、塵芥之山も無之候、畢竟旧来之仕癖悪敷、大切之用水汚し候様相成候儀と奉存候、因茲年来私儀愚案仕候ニは、右用水川引請世話仕候者有之候は、右之悪風相直、川水清浄ニ相成、町中飲水ニ相成、且染洗濯等之用ニも相立候様仕度奉存候、抑又連々堀井戸出来仕候得共、未軒別ニ相及候所ニは遠く、向側或は隣、又隣之井戸相用候事故、小前裏店等、都て産業開敷手間を、水之為ニ費候儀、何共不便之儀、川水ニて済候様相成候得は、町中一円之助益と奉存

候、將亦乍序申上候は、從来町内之川にて小兒押流され、中ニは溺死仕候者も有之候所、今般私愚案之趣法被仰付候得は、用水清浄ニ相成候は勿論、小兒溺死之患ひ等絶て無之様相成候儀と奉存候、此儀私数代下町ニ住居仕候て、從来之儀聞伝居、何共歎ケ敷儀ニ存、年來心懸罷在候得共、此節迄罷過候、古來清浄之水飲食ニ相用候所、當時仕癖惡敷押移候儀相直候ニ付、新規之事之様相心得候て、新規之百姓借家人共之内、差支ニも相成候様心得居候者も可有之奉存候、行々町内困窮之百姓末々裏店借家一統之助益ニも相成候儀、何卒格別之御賢慮を以、私願上候様御役前御評議被下、御下知被成下候様奉願候、猶巨細之儀は、別紙仕法書ニ相記差上申候、此段御領主様御役人中様迄被仰立、右執計方被仰付被下置候は、相及候丈出精仕、後來不易之手段可仕難有奉存候、何分宜被仰立被下候様奉願候、以上

## 当町六町目

文化十四年丑四月 発起願人 与三郎<sup>⑩</sup>  
町御役人中 <sup>」<sup>54)</sup></sup>

文中でのべられている仕法書が見出されないので、詳しいことはわからないが、桐生新町内の川掃除引受の願書であるらしいこの文書によると、桐生では織物業の繁栄とともに塵芥も多く生じるようになり、とくに市の開かれる日は塵芥も増すが、これらはいずれも川中へ掃きこまれ、その上屎尿まで流れこむ下水まで川へ集中するところから、川水の汚染が著しく、飲食に用いるどころか、洗濯や糸絹のすすぎにも差しつかえるようになったという。町では前々から一同で芥錢を時々出して、塵芥処理をはかったがあまり効果がなく、名目ばかりのようになっていたと願人がのべているので、すでに桐生新町では一定の塵芥処理方式がとられていたと考えられる。農村のなかに成立してきた町であり、問題となっている川でさえも、田の用水と兼用といった地域のことであるから、塵芥の捨場を指定する江戸のような方式はとる必要はない

54) 桐生市書上家所蔵文書

かったと思われるが、自分の屋敷や田畠内で処理する空間も時間ももたない商人・職人層がふえ、とくに借屋人数の増大や、人々の群集する絹市の規模が大きくなるにつれ、賃銭を出して塵芥処理を他に委託する必要が生じてきたと考えられる。

#### IV 近世における塵芥処理の問題点

最後に、この近世における塵芥処理に関して、今後掘り下げるべき問題点を少しく述べてみたい。まず第一に、塵芥処理という問題がきわめて都市的なものであるということを指摘したい。農村においては、塵芥は自然に返され、個別的な処理に任せることができる。自ら塵芥を処理する空間・時間を所有しない人々を多く含む都市は、集団的にこの問題を解決することを迫られる。その場合、処理の技術的側面は、その都市の地理的条件によって大きく左右される。ただし、処理の機構については、その都市の性格、時代背景によって枠づけされ、総体的には幕藩体制下にあることによって、近世特有のものが形成されることになる。近世以前、あるいは以後との相違点を論ずるにあたっては、技術的側面よりは機構に視点をあてることが重要であろう。また、城下町・在町・門前町など、都市の性格の相違が、処理機構にどのように反映したかを見るためには、各都市の塵芥処理についての史料を集め、分析する必要がある。さらに、幕府・藩の都市政策・経済政策と、処理機構の変化との関連をさらに明らかにする必要がある。

ある。

第二に、塵芥処理にさいしての庶民の果した役割が問題になろう。日々の生活のなかから生ずる塵芥の処理に、もっとも苦慮したのは庶民たちであり、また専業に塵芥処理にあたったのも、人夫・人足などとよばれる都市庶民層に属する人々であった。江戸の芥請負人のことで、塵芥処理という苦労の多い仕事に従事した人々の生態については、これまでみてきたような史料ではわからない。もっと異なった視点で史料を探索する必要がある。また、庶民層の負担に関して、芥錢徵収の実態も知りたいところである。

第三に、塵芥処理に果した農村の役割を問題としたい。これまで屎尿処理をめぐって都市と農村との関係をみると行なわれてきたが、塵芥処理に関しては不明の点が多い。大坂の例でもみたように、農村部に運ばれた塵芥も多いと思われるが、その具体的な処理方式・機構は明らかでない。むしろ、都市周辺農村部がわの史料を探すことによって、その解明がなされる可能性があるのではないか。いずれにせよ、近世における塵芥処理に関しては、研究はまだ緒についた段階であり、今後明らかにされねばならない分野は広く拡がっているということができよう。

本稿作成にあたって、松本四郎・川崎房五郎・片倉比佐子・吉原健一郎の諸氏から種々の御教示をうけた。記して感謝の意を表したい。